

有機 JAS 規格の生産方法遵守状況調査

農水省



農林水産省は平成 17 年 3 月 25 日付けで、全国の有機農産物の認定生産行程管理者 449 件を対象に実施した、有機農産物 JAS 規格の生産方法遵守状況調査の結果と、買い上げ有機農産物 431 点の残留農薬分析結果を発表しました。

生産行程管理者とは、農林水産大臣が認定した登録認定機関が JAS 法にもとづき登録した農家や生産者組合のことで、認定された農家・生産者組合は農産物の JAS 規格への適合度を格付けし、JAS マークの貼付けを行うことになっています。

今回の調査のうち有機農産物 JAS 規格の生産方法遵守状況調査では、認定生産行程管理者が本来、有機ほ場やそのあぜに使用できない資材を使用していたケースが 2 件、生産行程管理記録の一部を作成していなかったケースが 1 件判明しました。

これらの3件のうち、調査終了後ただちに格付け事業の廃止届を提出した1件の認定生産行程管理者を除く2件に対して文書による改善指導が行われ、改善結果の報告が求められました。

一方、残留農薬分析では、431 点中根菜類 1 点(全体の 0.2%)で現在は販売や使用が禁止されている農薬「ヘプタクロル」の代謝物「ヘプタクロルエポキシド」の残留が検出されました。

ただしこの1点についてはほ場の再調査を行った結果では、有機農産物 JAS 規格通り、植付け前 2 年以上農薬をしておらず、周辺からの農薬が飛来防止措置もとられていることが確認済みでした。農林水産省では「残留は土壌由来のものではないか」との推定しています。

資料:2005 年 3 月 25 日付 EIC ネット国内ニュース

受注管理箇所 小倉 佐知子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

